

つくしだより



平成24年4月号

東京都精神障害者家族会連合会
(東京つくし会)
〒156-0056
世田谷区八幡山3-33-1
林マンション202
TEL/FAX:03-3304-1108
発行者 野村忠良
2012.4.15 第262号

私たちが望むこと

都連会長 野村忠良

私たちが望むのは、当事者の方々が精神の障害があってもその人が自分で決めた目標を持って地域で幸せな生活が送れるようになることです。できれば親や兄弟に頼らなくても無事に生きていってほしいのです。

その願いを実現するために、私たちが取り組まなければならないのは、新しい法律制度を整えることです。

最初に考えなければならないのは、当事者が自身が自分を尊い存在と感じ、人生に前向きな目的を持って生きることです。このために、日本の障害者基本法の「目的」には昨年、国連の障害者権利条約を基本にして「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり」と書き加えられました。その理念に基づいて、生活を支える制度の充実を目指した新しい法律「障害者総合福祉法」を制定するために、「骨格提言」が昨夏「障がい者制度

改革推進会議総合福祉部会」から提出されました。しかし、主として国家財政及び実務上の理由からその成立は難航しています。私たちはJDF（障害者団体の全国連携組織）の一員として、この法律の実現に努めなければなりません。

併せて精神科医療の改革が必要です。そのために当会では「こころの健康を守り推進する基本法」制定に向け、全力を傾けて署名や区市町村議会での意見書採択に取り組んできました。署名は2万9千筆（全国で62万11筆）、意見書提出陳情は都議会の他、都内の34区市町議会で採択となりました（3月末現在）。国会では議員連盟も結成されました。

今年の5月の国会で、基本法を成立させることが私たちの願いです。基本法案に盛り込まれている諸施策のなかの精神科医療アウトリーチ（訪問）支援だけは、すでに昨年度から制度化され全国で普及しつつあります。

さらに家族から自立して生きるためには保護者制度の廃止が必要ですが、自分で責任を持って生きる、それができないときには社会が責任を持って守るような制度への改革が望

まれます。そのために、厚生労働省では精神保健福祉法改正の検討を進めており、今夏には結論が出ます。当会会長も会議に参加して廃止を訴えています。

以上のように制度が改善されても、最後に課題となるのが優れた人材です。「福祉は人なり」と昔から言われてきました。人の尊厳をよく理解でき、対等に接し、本人の意思を基本にした支援ができ、本人から明るい意欲と希望が生まれるように上手な支援ができる専門家の養成が急がれます。そのような支援者たちが地域の社会資源と連携して、当事者を生涯、地域で支えるようになれば、親亡き後問題も解消されます。

当会では今年度の方針として、あるべきアウトリーチ支援と優れた人材の養成を東京都などの関係機関に求めてゆきます。実りある一年となりますよう最善を尽くします。



障害者自立支援法「廃止」 公約を反故(厚労省案)

【JDFフォーラム参加報告】

東京つくし会支援者

安田 学

■去る2月25日JDF地域フォーラムin東京「障がい者制度改革の動向と障害者総合福祉法」と題して新宿NSビルで開催されました。

講師・発言者は、東俊裕氏(障がい者制度改革推進会議担当室長)、芦田真吾氏(東京都福祉保健局障害者施策推進部長)、森祐司氏(JDF政策委員長)他、実行委員や関連団体でした。

東京つくし会も主催の構成一団体ということで、増田・松原両理事と共に参加しました。全体で200名以上の参加でした。

■2月7日、厚労省より自立支援法に代わる新法として発表されました。

■そもそも、障がいが重いほどサービス利用料も負担増となる「応益負担」制度を廃止して欲しいという声を代表した「訴訟団」と二年前、時の政権(鳩山内閣)は、「同法の廃止」と「新法制定」を約束・明記した基本合意を調印。その後、同法廃止を閣議決定までした経過が有りませんでした。

■この中で、当事者や家族も含めた、画期的な「障がい者制度改革推進会議」が設置され、昨年8月に「骨格提言」がまとまり、政府に答申されました。

■この「骨格提言」は、法の名称を「障害者総合福祉法」とし、障がいに伴う必要な支援は原則無償とし、支給決定のしくみは、障がい程度区分を使わず、個別事情に即した必要な支給量を保障・・・などとし、当事者の思いとマッチし、障害者の権利と尊厳を守る内容でした。

■一方、政府厚労省案は、自立支援法「廃止」の公約と障がいの願いを反故・踏みにじり、ごく一部の改訂をもって今国会で成立させようとする印象です。

■一部という内容は、難病の追加対象・ケアホームとグループホームの統合化程度で、現行法を継続・固定化するものです。

■法の名称を「障害者総合支援法」とし、このことをもって「自立支援法は廃止となる」との現政権主張には呆れるばかりです。

■私自身、あの二年前の日比谷野音での障害者フォーラム大集会で、時の長妻厚労大臣が「障害者自立支援法は人間の尊厳を傷つけた。お詫びする・・・この法を廃止し、新たな制度をつくる」と一万人の参加者を前に述べたことを今でも鮮明に覚えています。感動的な場面・光景でした。この回答が、今回の厚労省案だとし

たら、怒りを越して、ただ呆れるばかりです。

■地域フォーラムでは「障がい者制度改革推進会議」東担当室長より、制度改革の経過と、この中でまとまった「骨格提言」の概要説明がありました。法の目的・国と自治体の義務・介護保険との関係・利用者負担や支給決定の仕組み・報酬支払い方式など、厚労省案と比べ、ボリュームと内容豊かな印象を持ちました。

■今後、厚労省案が閣議決定され、国会に提出・決定されていくとの事ですが、「廃止公約」無視と現法の「延命策」にきちんと目を向け、関心を強め、「骨格提言」の実現に向け障害者団体と一層の協力をすすめていくことが大事だと思います。



☆つくしだよりが新しくなりました☆
皆さまに読みやすく、元氣の出る紙面を目指し、理事全員が編集委員となって、作っていきます。

ご意見・ご感想をお寄せ下さい。

東京つくし会理事一同

家族会紹介

ひだまりの会 (足立区)



各地域で頑張っておられる家族会の訪問ルポの第一回目です。

現在の家族会が直面している問題として、家族会のメンバーの方々の高齢化と、登録会員数の減少が挙げられると思います。

お迎えいただいた87歳の服部事務局長(民間の会社

でいえば上席執行役員に当たるとしよう)を中心に確実に会員を増やしているひだまりの会の例会に出席してみました。会長、副会長がそれぞれ80歳、77歳と後期高齢者でおられるのも象徴的です。

会場は、かつての全家連の「授産施設」が社会福祉法人あしなみに引き継がれ、現在の自立支援法(2005年制定)により、

場所が安定しているのが羨ましい感じでした。毎月第三日曜に当所で開催(施設概要は下記参照して下さい)。

講話に先立ち、事務局長からタイムリーな情報提供がありました。そのうちの二つが、2月12日の朝日新聞に「ストップ自殺―足立区の努力に学ぼう」という社説の紹介であり、さらに、障害基礎年金の20歳前発症に関する第3者証明が本年1月4日から有効になるとの厚労省通達の紹介でした。

当日のテーマは「精神障がい者を取りまく生活保護の現況について」という地味なものでしたが、15〜16名のメンバーが熱心に聞き入っており、質疑も内容のレベルの高いものでした。

中でも、印象的だったのは、50歳代の当事者メンバーから、現在の財政金融状況と今後の見通しとの関連で生活保護制度への懸念が述べられていたことと、また、引きこもりがちの障害者への対処の仕方に関する議論は、親のあるべき態度と本人の自立をしっかり見据えたもので、色々教えていただきました。

討論会終了後、三浦会長および事務局長に、会員の増加の秘訣を伺ったところ、地道なPR活動につきるようで、特に、保健所の保健師等からの紹介で月あたり4〜5名の



お元気で活躍の服部さん

さんのご健勝を祈りながら、再度の訪問を約束して会場を出た。

(ご参考)社会福祉法人・あしなみの理事長で、現在都連の理事でもある石川さんに、施設のご案内をしていただいた。近々、第三者評価を受ける準備で多忙とのことでした。

社会福祉法人・あしなみは平成20年4月足立区の指定管理者となり「足立区精神障害者自立支援センター」を運営。地域活動支援センターI型事業(ふれんどりい)、就労継続支援事業B型、就労移行支援事業等の6事業を行う多機能型施設である。事業内容は、発送代行、事務部門、菓子製造、清掃、喫茶部門である。

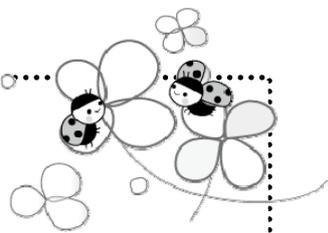
都連副会長 松沢 勝



地域活動支援センター「ふれんどりい」

衣替えした就労支援事業と同じ建物の中にある地域活動支援センター「ふれんどりい」です。その、文字通り日当たり一杯の一階喫茶部が会場でした。開催

講演会のお知らせ



主催者名	日程	内容
世田谷さくら会 Tel: 03-3308-1679	4/21(土)	「ひきこもり」と家族たちの挑戦 NPO法人あやめ会 地域活動支援センター 窓の会施設長 小松 正泰氏
新宿フレンズ Tel: 03-3987-9788	5/12(土)	ビタミンB6と統合失調症治療 東京都医学総合研究所 精神行動医学 糸川 昌成氏
西多摩虹の会 Tel: 090-1882-0306	5/19(土)	心を軽くする認知行動療法のコツ 国立精神・神経医療研究センター 認知行動療法センター センター長 大野 裕氏
無年金障害者をなくす会 Tel: 03-3207-5628	5/20(日)	『障害者新法?の動向』 ～無年金障害者問題と関連して～ 障がい者制度改革推進会議 総合福祉部会委員 立教大学コミュニティ福祉学部 准教授 平野 方紹氏

※参加申込み、お問い合わせは、それぞれの主催者へお願いいたします。

東京つくし会電話相談室



東京つくし会の理事(家族)が交代でさまざまな相談に応じています。

電話 **03-3304-1334**

毎週木曜日(祝日は休み)
11:00～16:00
※当相談室は、面談による相談はお受けしていません。
また、相談の内容によって、別途お時間をいただくこともあります。

☆賛助会費☆

おかげさまで23年度の賛助会費は、

個人 (一口2千円)	23口	46000円
団体 (一口5千円)	7口	35000円
病院 (一口5千円)	3口	15000円
診療所 (一口3千円)	54口	164000円
計	260口	000円となりました。

心の病に悩む人たちの医療と福祉の改善を求める活動に取り組んでいる本会は、都内の家族会それぞれの会費収入の中から納められる年会費によって賄われており、この賛助会の収入は貴重な財源になっております。

つきましては、ぜひ本会の賛助会員になって頂きたく、何口でも結構でございますのでよろしくお願い申し上げます。

口座番号は、郵便振替番号 00160121397862になります。

編集後記

ことはいつ春が来るのでしょうか。待ちわびていた梅がようやく咲きました。3月も中旬になって…。こんなに遅い季節の移ろいもあるんだなと実感しています。わが息子の病状に思いを馳せると、なかなか一直線には行きません。行きつ戻りつでほんとになんとか頑張ってくれないかなと思ってしまいます。親は高齢になり、体力気力も落ち目、そこへいろいろな病気が顔を出すというありさま…。先日東ブロック会議の報告に目を通していたら、「親亡き後のことが心配だ」、「親が生きているうちに子どもに力をつけるべきだ」という言葉に頷きながらも「そのあとのことはなんとかなる」という言葉が心にしみました。

親が元気なうちにできることを

して、あとのことは「なんとかなる」という楽観的な気持ちで過ごす、これ以外ないですものね…。

都連副会長

松原のり子

